

議案第19号 小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

徳島県子どもはぐくみ医療費助成事業が制度改正したことに伴い、準則が一部改正されたため所要の改正を行うもの。

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(昭和48年小松島市条例第8号)新旧対照表

現行	改正後 (案)	備考
(定義) 第2条 (略) 2~4 (略) 5 この条例において「小児特定疾患医療給付」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条の規定に基づき国又は地方公共団体が負担する <u>育成医療</u> _____その他規則で定める医療に関する給付をいう。	(定義) 第2条 (略) 2~4 (略) 5 この条例において「小児特定疾患医療給付」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条の規定に基づき国又は地方公共団体が負担する <u>自立支援医療(子どもに係るものに限る。)</u> その他規則で定める医療に関する給付をいう。	改正
(助成を受ける資格) 第3条 次条第1項に規定する子どもはぐくみ医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる <u>資格を具备していなければならぬ</u> 。	(助成対象者_____) 第3条 次条第1項に規定する子どもはぐくみ医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる <u>要件を具备する者とする</u> 。	改正
(1) (略) (子どもはぐくみ医療費の助成)	(1) (略) (子どもはぐくみ医療費の助成)	

第4条 市は、対象子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により助成対象者が負担することとなる費用から、各法の規定による附加給付金等及び規則で定める額を控除した額を規則で定める手続に従い、助成対象者に対し、子どもはぐくみ医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について、小児特定疾患医療給付等国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、当該医療に関する給付が行われた限度において、子どもはぐくみ医療費は支給しない。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法、特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし_____、現に要した費用の額を超えることができない。

第4条 市は、対象子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により助成対象者が負担することとなる費用から、各法の規定による附加給付金等及び規則で定める額を控除した額を規則で定める手続に従い、助成対象者に対し、子どもはぐくみ医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について、小児特定疾患医療給付等国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、当該医療に関する給付が行われた限度において、子どもはぐくみ医療費を支給しない。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法、特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、その額は、現に要した費用の額を超えることができない。

改正

追加